

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人地域でくらす会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年11月1日・14日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、概ね改善されていた。
- ・ 現金の取扱いについて、出納職員に任命されていない職員が行っていたり、会計責任者が日々の金銭残高の照合確認を行っていないなどの状況が見受けられたので、適正に職員を配置するなど管理体制を整備されたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>在任監事の過半数が同意したことを今後は理事会議事録に記載する。</p>
2	<p>理事会議事録について、理事会に出席した理事長及び監事が署名すべきところ、出席した監事のうち1名しか署名していなかった。</p> <p>については、定款第27条第2項の規定に基づき、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印すること。</p> <p>(定款第27条第2項)</p>	<p>定款第27条第2項の規定どおり、出席した理事長及び監事が理事会議事録に署名又は記名押印する。</p>
3	<p>現金の取扱いについて、出納職員は毎日の金銭残高と帳簿残高の照合を行っていたが、会計責任者は毎月末日における帳簿残高しか確認を行っていなかった。</p> <p>については、現金の取扱いについて、出納職員は現金出納帳及び小口現金出納帳により、毎日の現金出納終了後、金銭残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に</p>	<p>会計責任者の交代により、日々の会計業務の確認・照合を無理なく行えるようにした。</p>

	<p>報告すること。また、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認すること。</p> <p>なお、会計責任者は、帳簿に押印するなどの方法で照合の事実の客観的記録を残すことが望ましい。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第 30 条)</p>	
4	<p>貸借対照表の 1 年以内返済予定設備資金借入金に誤りがあった。</p> <p>ついては、年度決算において決算整理事項の計算を正しく行い、正確な計算書類を作成すること。 (経理規程第 58 条)</p>	<p>決算時の計算が誤っていたため、令和元年度に訂正済である。</p> <p>今後は、慎重に確認を行い誤りのないようにする。</p>